

# 福山市立至誠中学校防災マニュアル（自然災害）

平成31年4月

## I はじめに

平成23年3月11日に起きた東日本大震災は、私たち広島に住む者にとって遠い話ではない。四国沖を震源とする南海地震は、昭和21年発生の際にはその規模が比較的小さかったために、福山市では被害も少なかった。しかし、現在想定される地震の規模はM8.4と太平洋プレート地震予想地帯のどこよりも高い数値となっている。また、地震に伴う津波は、震度に関係なく海底の形状や想定外の規模を持って発生した東日本の津波を考えるなら、福山湾で3m以上と想定されている規模を上回ることも想定できる。

ここ至誠中校区においては、地震によるため池決潰や川の氾濫が想定される。

○菅田大池、光林寺ダム、熊野ダム、八日谷ダムの決潰

○菅田川・山南川、光林寺川、論田川、横倉川の氾濫

そこで、地震によるため池決潰や川の氾濫を想定した自然災害マニュアルの改定を進め、その他自然災害のマニュアルと共通部分をみなおすこととした。

本マニュアルは、南海地震発生時の被害を最小限に抑え、生徒の安全を確保するために新たに策定するものである。今後、地域自治会との連携を進め、防災訓練や研修等を通して改善を進め、「減災」に努める起点としたいと考える。

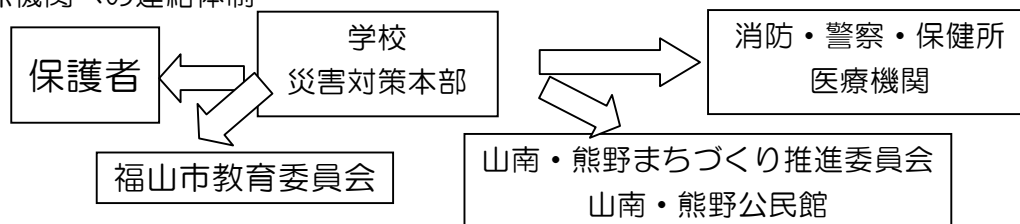
## II 事前の危機管理 『備える』

### 1 体制の整備

#### ◇至誠中学校災害対策本部

名 称	担 当	主な対応
総括本部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"><li>被害状況の把握、避難の実施方法等の決定</li><li>避難経路の安全性を確認後、避難指示</li><li>負傷者の救出、不明者の捜索等の指示</li><li>教育委員会、自治会連合会への連絡</li></ul>
生徒対応班	各担任	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒の安全を確保し、的確に指示する。</li><li>生徒の負傷状況の把握、行方不明者の確認</li><li>本部への報告</li><li>人員確認</li><li>保護者への連絡</li></ul>
避難誘導救護班	養護教諭 副担任 事務職員	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒対応教員の支援、被害状況等の聞き取り</li><li>本部との連絡、報告</li><li>救助を必要とする者の確認及び、応急手当の実施</li><li>医療機関への連絡</li></ul>

◇関係機関への連絡体制



【教育推進計画に記載している既存の取組み】

2 点検

- 校内安全点検（生徒指導部企画・点検） 1回/月
- 地域内防災施設点検 1回/年
- 通学路，下校指導での安全確認 1回/学期

3 避難訓練，通報訓練

<生徒，職員対象>

- 火災訓練 通報訓練，避難訓練
- 地震・津波避難訓練
- 不審者対応避難訓練

<保護者，地域，職員対象>

- ◎ 連絡網訓練 ◎ 生徒引き渡し訓練

4 教職員研修等

- 避難訓練関連 災害対応確認，避難経路確認
- 危機管理マニュアル関連 事件，事案対応

Ⅲ 災害発生時の危機管理 『命を守る』 地震発生・津波警報

1 地震の発生・学校管理下

(1) 地震発生時

場 所	教職員の指示・指導◇教職員	生徒の行動
普通教室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして，机の脚をつかみなさい。」 ◇出入口の確保，電源等確認	・身の安全を机の下で守る。 ・部屋の中央により，姿勢を低くして，頭部や上半身を保護する。
特別教室 ○理科室 ○音楽室 ○美術室 ○家庭科室 ○パソコン室 ○図書室	「机の下にもぐりなさい。」 ・薬品から離れなさい。 ・棚や，窓から離れなさい。 ・ピアノから離れなさい。 ・本棚から離れなさい。 ◇転倒防止金具の設置	・アルコールランプ等の火を消す。 ・実験用具の棚から離れる。 ・食器棚から離れる。 ・パソコンのディスプレイの落下に注意する。

体育館	「体育の器具や窓から離れなさい。」 「吊ってあるゴールから離れなさい。」 「頭を守って姿勢を低くしなさい。」 ◇出入口の確保	安全な場所に集まる。 照明等の下，ステージ付近は避けて集まる。
校庭，遊具	「校舎やフェンスや遊具などから離れて，姿勢を低くしなさい。」	できるだけ広い所に集まり，姿勢を低くする。
廊下・階段	「しゃがんで，頭を守りなさい。」	近くの教室に入り，机の下にもぐる。
水泳指導中	「プールの端に移動し，ふちをつかみなさい。」	すぐに水から，出したり，移動させない。
校外活動中	・状況把握と的確な指示 倒壊物，落下物への注意，指示 乗り物乗車中は乗務員の指示に，施設利用時は係員の指示に従う。	姿勢を低くし，頭部及び上半身を保護する。 パニックを起こさぬよう，声かけをし，安心させる。

\*教職員の配慮事項

- ①的確な指示                                  ②人数確認                  ③負傷者への応急処置  
④声かけをして安心させる          ⑤余震，二次災害への対応

## (2) 揺れがおさまったら

揺れが収まったら，できるだけ高い場所にすぐに避難する。

場 所	対 応
○学校施設内	・教職員の指示により，校庭の集合場所へ避難 ・落下物とガラス破片に注意しながら，避難する。
○登下校中	・現在地から，一番近い高台へ走って避難する。 *緊急避難場所になっている高台の確認。保護者と児童が共通認識を持っておくこと。 ・自転車等は，道の傍らに置いて，走って逃げる。

## 2 地震発生・管理外

### (1) 地震発生時

場 所	行 動	児童の行動
家にいる時	「テーブルや机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして，机の脚をつかみなさい。」 ◇棚などから，はなれよう。 ◇寝ている時には枕などで頭を守ろう。	・身の安全を机の下で守る。 ・部屋の中央により，姿勢を低くして，頭部や上半身を保護する。

	<揺れがおさまって> ◇火の始末をする。 ◇逃げ道を作ろう。 ◇コンセントからコードを抜く。テン パルを切る。	
外出している時	◇隠れられる物の下にもぐる。 ◇落ちてくる物がない場所に動く。 ◇広い場所へ移動する。 ◇車道に飛び出さない。 ○電車，バス ○スーパー，デパート ○映画館，劇場，地下街 ○公園	・できるだけ早く危険なものから離れる。 ・上からものが落ちてこない広い場所へ逃げる。 ・乗務員や職員の指示を守る。

※ 家族会議で確認しよう。

- ① 避難場所を確認
- ② 自分の家の危険度を確認
- ③ 家族の避難を手伝えるようにしておこう。
- ④ 防災カードや，防災マップに避難場所を書いておく。
- ⑤ 非常持ち出し品を確認する。

## (2) 揺れがおさまったら

場 所	行 動
家にいる時	道路や建物の損壊状況に注意しながら，すぐに高台へ避難する。(持ち出し袋，避難場所の確認を日頃からしておく。)
外出している時	道路や建物の損壊状況に注意しながら，すぐに高台へ避難する。特に海岸や港，浜で遊んでいたらすぐに海岸線から離れる。

\*大きな地震の後は，とにかく高台へ自分で逃げる。

\*自分からまわりの友達や大人と声を掛けながら，逃げる。

## (3) 緊急地震速報に対応する訓練

緊急地震速報の音源を利用し，直後にやってくる大きな揺れに対して「落ちてこない，倒れてこない，移動してこない」場所に身を寄せる訓練を併せて行う。

## (4) 保護者への引き渡し

震度5以上では，学校待機

震度4以下では，下校路の安全確認後に集団下校

(引き渡しの詳細については後述)

### 3 土砂災害・津波被害を想定した避難

- ◇素早い情報収集                      ワンセグ放送，行政無線等
- ◇臨機応変の判断と避難              想定を超える規模，正常化の偏見（根拠なく過小評価し安心してしまう傾向を持ち合わせていること）
- ◇地域と連携した避難                二次対応は，災害の被害状況（道路の破損，液状化，土砂崩れ等）を考慮し，地域と共に避難する。

#### (1) 管理下での二次対応

##### <「校庭の避難場所への移動」>

- ① 校舎内（トイレ，教室，体育館）に生徒が残っていないか。
- ② 出席簿，引き渡し簿の入っている緊急持ち出し袋を持って集合場所に移動する。  
※持ち出し袋（救急セット，三角巾，衛生水，ジャンパー，引き渡し先名簿一覧表，出席簿，緊急通報システム・トランシーバー）
- ③ 校庭で生徒の人数を確認する。
- ④ 声をかけて落ち着かせる。
- ⑤ 負傷者の確認と応急手当

##### <「二次災害を予想した避難」◆揺れの程度による判断，津波警報の発令◆>

- ⑥ グランドまでの避難経路の安全確認，
- ⑦ 迅速に，安全にグランドへの避難をする。
- ⑧ 関係機関への連絡を行う。

#### (2) 管理外

##### <在宅確認，安否確認>

① 生徒及び家族の安否，けがの有無
② 被災状況    ・生徒の様子 ・困っていることや不足している物資
③ 居場所（避難先）
④ 今後の連絡先，連絡方法

##### <職員の参集体制と安否確認>

参集体制	学区内震度	安否確認	生徒在宅時の確認		登下校時
			電話 ○	電話 ×	
第4次参集	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって確認
第3次参集	震度5強 震度5弱				
第2次参集	震度4 被害あり	×	行わない		行わない
第1次参集	震度4				

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 第1次参集（警戒体制）      | （福山市）第1非常配備 |
| 第2次参集（嚴重警戒体制）    | 第2非常配備      |
| 第3次参集（災害対策本部設置）  | 第3非常配置      |
| 第4次参集（避難所支援班の設置） | 第4非常配置      |

## 4 引き渡しと待機

### (1) 引き渡しの判断

震度5(弱)以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。(高台へ避難した場合は避難場所で待機させる)時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまで、学校で保護しておく。
震度4以下	原則として集団下校させる。交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある場合は、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

※ 大雨、洪水、高潮等の警報下では、待機となります。

大雨、洪水、高潮等の注意報下では、集団下校となります。

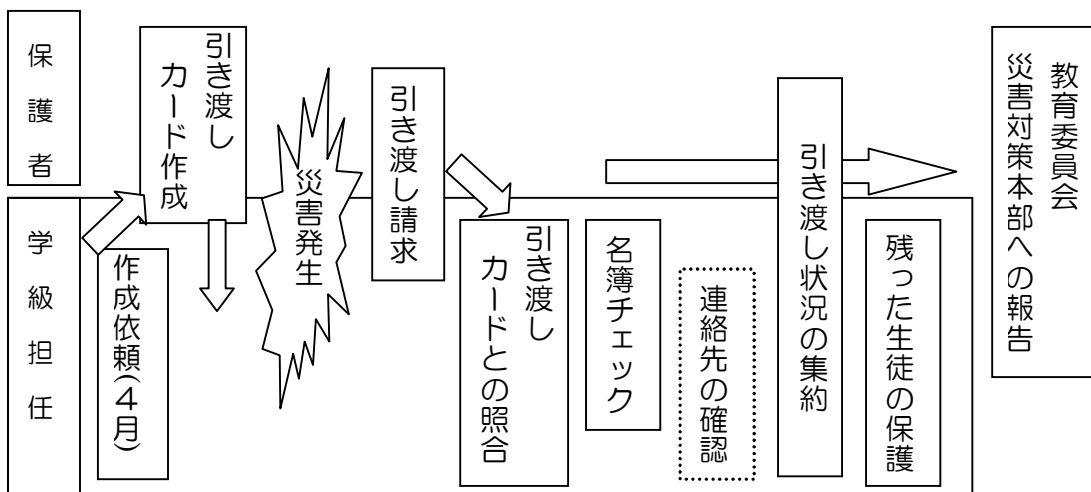
※ 不審者事案、殺人事件等の重大事件が近隣で発生した場合、学校待機となる場合があります。

### (2) 学校待機での配慮

○ 待機が長時間に及ぶことが考えられるので、

- ・不安を取り除く
- ・地域の方々と連携して、安全確保を行う。

### (3) 引き渡し手順



※ 至誠中学校体育館が避難所となった場合は、至誠中学校区災害対策本部の管理下になり、人数報告、食料確保、防災用品確保等も、福山市民センター(災害対策本部)への連絡が必要となる。

※ 学校の管理下での引き渡しは、教育委員会指導課への報告が必要になる。

## IV 事後の危機管理

## 『立て直す』

### 1 避難所協力

避難所の運営	留意事項
防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり委員長，公民館長との協力体制の確立</li> <li>・本部（校長室）体育館（避難所）に設置</li> <li>・支援班（職員）の役割分担</li> </ul>
避難所運営組織作りへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営本部長（連合会長）との連携</li> <li>・班編成（自治会主導）への支援</li> <li>・避難所生活の基本ルールについての支援</li> </ul>
施設等開放区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室，職員室，保健室，理科室，事務室は開放しない。</li> <li>・優先順位（体育館，武道館，教室）</li> <li>・緊急車両等の駐車スペース確保，東門の常時開放</li> </ul>
避難者名簿づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に記入</li> <li>・名簿作成，更新等の支援</li> </ul>
避難者の誘導	担当者による誘導（自治会本部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の自家用車の乗り入れはしない。</li> </ul>
救援物資の調達配給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配給係，調達係の設置（自治会）</li> <li>・福山市対策本部への要請（食料，医療品他）</li> <li>・配給経路，運搬車の把握</li> </ul>
衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集場所の管理（仮設トイレの設置）</li> <li>・調理場所（家庭課室）の衛生管理</li> </ul>
仮設テントの設置	緊急車両の進入経路と重複しない所
ボランティアの受け入れ	専門ボランティアのコーディネーターに依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点（事務室）の設置</li> <li>・災害ボランティアセンター（市）との連携</li> </ul>
炊き出しへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用可能な調理器具の貸し出し</li> <li>・献立，衛生管理の支援</li> </ul>
情報連絡活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急電話の設置依頼</li> <li>・メディア，掲示版による情報収集と掲示</li> </ul>
自主防災組織への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営が避難住民の自治組織に移行した場合は，教職員は側面からの支援を行う。</li> </ul>

## IV 関連事項

### 1 風水害，土砂災害への対応（台風接近時の対応について参照）

#### （1）風水害への対応

- ① 翌日あるいは，早朝に暴風圏内に入ることが予想された場合  
教育委員会，小・中校長会，学区での判断により → 臨時休業
- ② 午前6時の段階での判断  
警報発令 → 臨時休業

(2) 土砂災害への対応

がけ崩れ，地滑り，土石流いずれの危険箇所では災害が発生した場合は，天候と併せて判断する。次の点を配慮する。

○登下校路の危険箇所    ○川の水位    ○用水路の水位

(3) 高潮への対応

警報が発令された段階で，児童の安全確保を優先する。学校からの緊急連絡網で自宅待機，学校待機の後には，集団で見守りながら登下校をする。



## VI 資料

年（平成 年） 月 日

保護者の皆様

福山市立至誠中学校  
校長

### 緊急時引き渡しについてのお願い

#### 1 引き渡しの判断

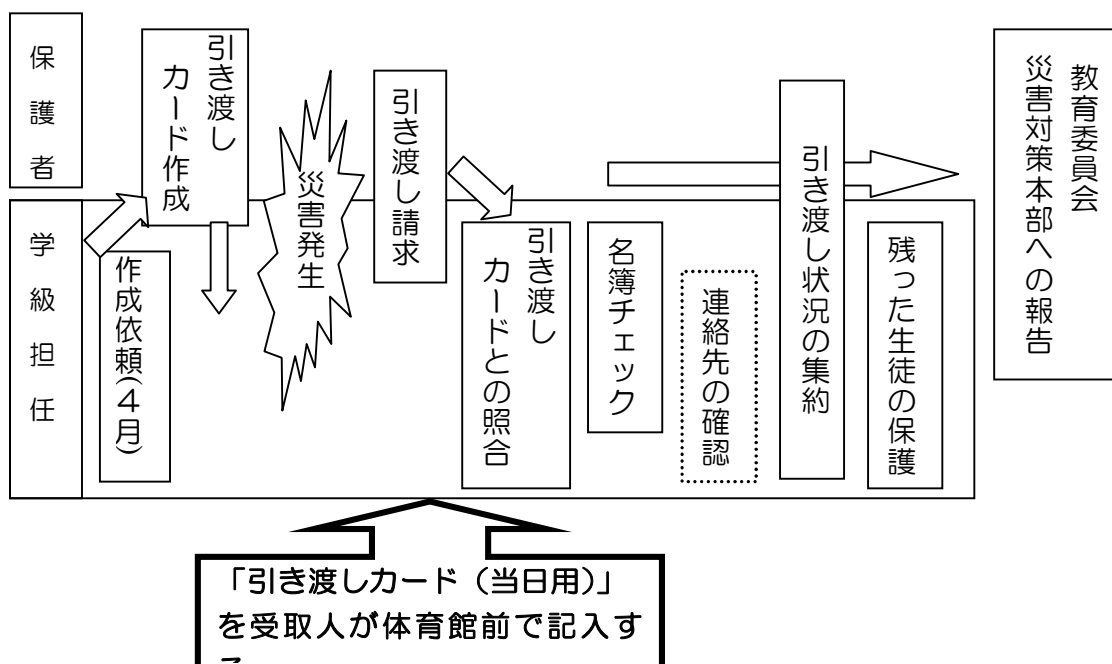
震度5(弱)以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。(高台へ避難した場合は避難場所で待機させる)時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまで、学校で保護しておく。
震度4以下	原則として集団下校させる。交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある場合は、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

※ 大雨、洪水、高潮等の警報下では、待機となります。

大雨、洪水、高潮等の注意報下では、集団下校となります。

※ 不審者事案、殺人事件等の重大事件が近隣で発生した場合、学校待機となる場合があります。

#### 2 引き渡し手順



※生徒の引き渡し場所は、体育館入り口とします。

※至誠中学校体育館前で、「緊急時引き渡しカード（当日用）」を書いてもらい、「緊急時引き渡しカード」（事前に書いて提出）と照合し、名簿チェックをして、生徒を引き渡します。

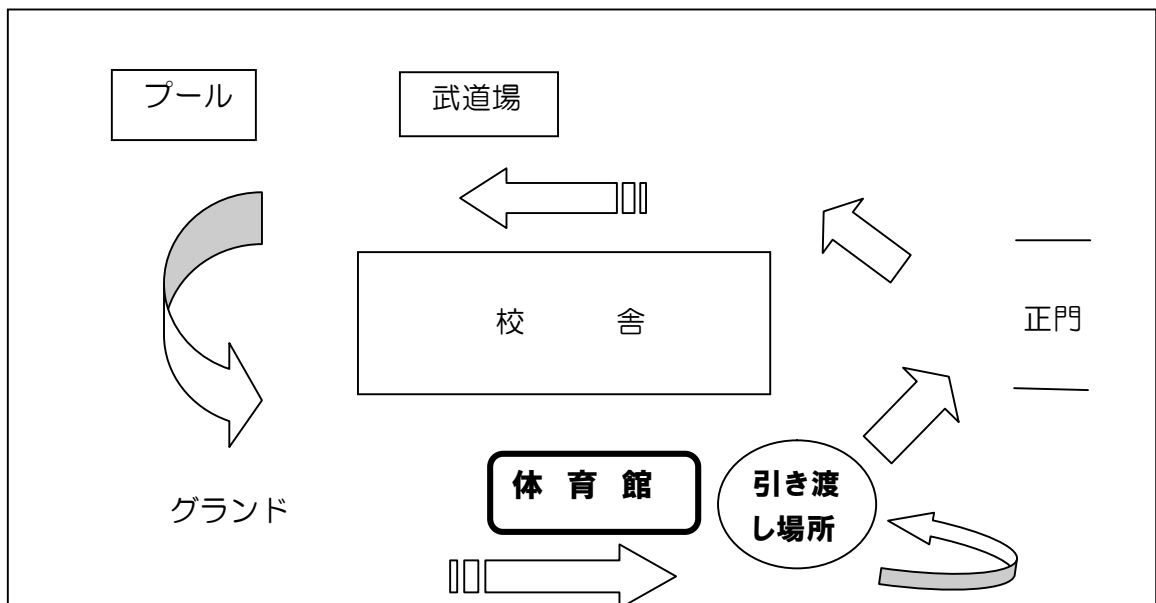
緊急時引き渡しカード（当日記入用）				
（引き取り者）  氏名		連絡先（電話、住所） 電話（      —    —    ） 携帯（      —    —    ） 住所（                      ）		（地域名）
番号	生徒名	年組	生徒との関係	チェック欄
1		（      ）年（      ）組		
2		（      ）年（      ）組		
3		（      ）年（      ）組		

### 3 車の移動について

※車は正門を入って、左回りの一方通行とします。

※車が混雑しますので、グラウンドで待機し、順次体育館入り口へお進み下さい。

※グラウンドと正門で車の誘導をします。



**※ 車は左回りの一方通行でお願いします。**